



「原野商法の二次被害」 トラブルに注意!!

・30年前に値上がりすると言われ購入した山林を売ってあげると勧誘された。諸費用として100万円請求されているが、家族からはだまされていると反対されている。
(80才代 男性)



根拠のはっきりしない請求にはお金を支払わないようにしましょう。

- 過去に原野商法(※)のトラブルにあった方やその原野を相続した家族が再度トラブルにあうという『二次被害』が依然として多発しています。

※ 原野商法とは、将来の値上がりの見込みのほとんどないような原野や山林などの土地を値上がりするかのようについで販売する手口。1970年代から80年代にかけて社会問題になった。



- 土地を買い取る、諸費用は後で返す、と言われてもきっぱり断る。
- 宅地建物取引業の免許を持っていても、安易に信用しない。
- おかしいと思ったときはお住いの消費生活センターに相談してください。

少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を!

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号 **188** (188泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります

